

○近江八幡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条の規定により、近江八幡市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 22 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 子どもの保護者の代表
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 6 条 子育て会議には、子ども・子育て支援に関する専門的な事項について調査及び審議するため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、子ども・子育て支援に関し必要な経験及び知識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 7 条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、特定の分野について意見交換を行い、計画立案等に生かすため、子育て会議の協議の進展に応じて開催する。

3 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会の

委員がその職務を代理する。

(会議)

第 8 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 9 条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 10 条 子育て会議の委員、専門委員及び関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 11 条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期間)

1 この条例は、公布の日から施行する。

子ども・子育て支援法（抜粋）

(市町村などにおける合議制の機関)

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

○近江八幡市子ども・子育て会議の運営等に関する規則

平成 25 年 6 月 26 日

規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、近江八幡市子ども・子育て会議条例(平成 25 年近江八幡市条例第 27 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、近江八幡市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第 2 条 条例第 3 条に規定する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 3 名以内
- (2) 市民の代表 2 名以内
- (3) 子どもの保護者の代表 4 名以内
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 9 名以内
- (5) その他市長が必要と認める者 若干名

2 前項第 2 号の委員については、公募による委員とする。

(専門委員)

第 3 条 条例第 6 条に規定する専門委員は、条例第 7 条に規定する各部会につき概ね 5 名以内を置くことができる。

2 専門委員は、子育て会議の推薦を受けて、市長が委嘱又は任命する。

(部会)

第 4 条 部会の会議は、部会長が召集し、その議長となる。

2 部会は、委員及び専門委員の過半数の者の出席がなければ、開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(市民の意見の反映)

第 5 条 子育て会議は、調査及び審議を行うに当たっては、市民の意見を聴くよう努めなければならない。

2 前項の意見の聴取の方法については、別に定める。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。